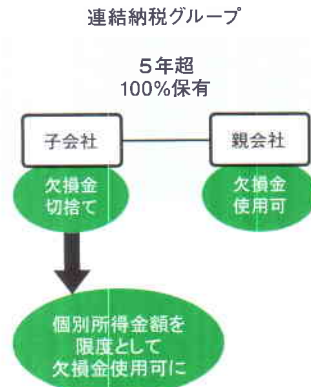


力発生日とすることができるとの制度に改組されました。

④ 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度について、その開始又は加入後2月以内に連結グループから離脱する法人の有する資産を時価評価の対象から除外されました。



**(4) 清算所得課税の廃止** ★★

清算所得課税が廃止され、通常の所得課税に移行することとされました。その際、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等の所要の措置が講じられ、また、連結子法人の解散を原則として連結納税の承認の取消事由から除外するとされました。

②右記の改正は、平成22年10月1日以後の解散について適用されます。

**(5) 組織再編税制の見直し** ★

① 特定資本関係が5年以内の場合でも、会社設立時から継続的に特定資本関係がある法人間で適格合併等を行った場合には、繰越欠損金等の制限措置の適用除外とする見直しが行われました。

② 分割型分割については、みなし事業年度を設けないこととされました。

③ 合併類似適格分割型分割制度については廃止されます。

④ いわゆる無対価組織再編成については、原則として適格組織再編とした上で、その処理の方法等が明確化されました。

**(6) 外形標準課税の資本割に対する課税標準特例の恒久化**

法人事業税の外形標準課税における課税標準となる資本金等の額について、欠損填補した場合の特例として減額後の資本金等の額を課税標準とする措置が2年間の時限措置とされていましたが、今回、恒久化されました。

**3**

**資産課税**

**(1) 住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の特例措置の拡充** ★★

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、その適用期限が平成23年12月31日まで1年間延長され、改正前の非課税限度額の50万円を次のように引き上げられました。ただし、適用対象となる者を贈与を受けた年の合計所得金額が2千万円以下の者に限定されました。

- ① 平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1千5百万円
- ② 平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1千万円

②右記の改正は、平成22年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。ただし、平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者については、改正前における制度と選択して適用することができます。

また、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例については、特別控除の上乗せ(現行1千万円)の特例が廃止され2千5百万円のみとなり、65歳未満でも適用できる年齢要件の特例の適用期限については2年間延長されました。ただし、上記①の非課税措置と併用することは可能です。(平成22年2月号 税務Q&A参照)

**(2) 小規模宅地等の課税の特例の見直し** ★★

小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例について、次の見直しが行われました。

- ① 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等(現行200㎡まで50%減額)が適用対象から除外されました。
- ② 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定することとされました。
- ③ 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算することとされました。
- ④ 特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限定されることを明確化されました。

②上記の改正は、平成22年4月1日以後の相続等により取得する小規模宅地等に係る相続税について適用されます。

**(3) 定期金に関する権利の評価方法の見直し** ★★

定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価について、現行の評価方法による評価額が実際の受取金額の現在価値と乖離していること等を踏まえ、大幅な評価方法の見直しが行われました。

(平成22年5月号 税務Q&A参照)

**(4) 障害者控除の適用対象年齢の引上げ** ★

相続等により財産を取得した者のうちに障害者がある場合に、その者の相続税額から控除される障害者控除額の算出に用いる年数を相続人等が70歳から85歳に達するまでの年数と変更されました。

障害者控除額 Ⅱ  
6万円(特別障害者12万円) ×  
(85歳-相続開始時の年齢)

②右記の改正は、平成22年4月1日以後の相続等に係る相続税について適用されます。

**4**

**その他**

**(1) 仕入控除税額の調整措置の適正化** ★★

消費税の免税事業者が課税事業者を選択した場合等において、百万円